

測定のトレーサビリティに関する方針

VLAC-VR103 : 2021

発行日 : 2021 年 9 月 1 日

株式会社 電磁環境試験所認定センター
〒106-0041 東京都港区麻布台 2-3-5 ノアビル 7 階

本書は「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されております。私的使用のための複製を除き、本書の全部又は一部を無断で複製、転載等をされると、著作権等の権利侵害となる場合がありますので、ご注意ください。

1. 目的及び適用範囲

この文書は、ISO/IEC17025:2017(JIS Q 17025:2018)の測定のトレーサビリティに関する要求事項に基づき具体的な運用を行なうための指針と解釈を与えることを目的としており、当社の認定を受けた試験所及び認定を申請する試験所に適用する。

2. 参照規格・文書

この文書は以下の規格及び文書を参照している。

- (1) ISO/IEC Guide 99:2007 International vocabulary of metrology -- Basic and general concepts and associated terms (VIM)
- (2) ISO/IEC Guide 98-3:2008 Uncertainty of measurement -- Part 3: Guide to the expression of uncertainty in measurement (GUM:1995)
- (3) 測定不確かさ評価の最前線.今井秀孝日本規格協会
- (4) ILAC P10:01/2020 ILAC Policy on Traceability of Measurement Results

3. 定義

この文書で独自に使用している用語の定義を次に示す。

3.1 内部校正: 試験所自身が行う校正。

4. 基本方針

4.1 トレーサビリティの実現

当社の認定を受けた試験所、及び当社に認定を申請する試験所は測定のトレーサビリティを確立すること。測定のトレーサビリティは次に挙げる各事項の全てを満足することによって実現される。

- (1) 国家標準、国際標準、あるいは関係者によって合意された標準に、文書化された切れ目のない比較の連鎖によって遡ることができる
- (2) 比較の連鎖は国際単位系(SI)で実現される
- (3) 比較の連鎖を確認する各段階において測定の不確かさが評価されている
- (4) 比較の連鎖を確認する各段階は適切な方法・手順が用いられ、測定結果と付随する測定の不確かさが記録されている
- (5) 比較の連鎖を実行する校正機関および自身で校正を行う試験所は、その段階を実行する能力を持つ証拠を提示できる

4.2 試験所に対する測定のトレーサビリティ要求

4.2.1 測定のトレーサビリティは次のいずれかの事項に該当する校正によって実現される。

- (1) 国内または国外の国立標準研究所による校正
- (2) ILAC 相互承認(ILAC-MRA)または APLAC 相互承認(APLAC-MRA)メンバーの認定機関に認定された校正機関が認定範囲内で行う校正。認定シンボルが付いている校正証明書は校正トレーサビリティ要求に適合していることの証明となる。
- (3) 前項(2)の認定を受けていない校正機関或いは内部校正による校正、または前項(2)で認定された校正機関が認定範囲外で行う校正。この場合、前記 4.1 項で規定するすべての内容が実証できること。

4.2.2 測定のトレーサビリティは次の試験・測定に適用する。

- (1) 試験における測定
- (2) 設備の適合性検証の測定
- (3) 特定の試験条件を設定する測定
- (4) 測定器の校正

本文改定の主な内容

- (1) 1. 目的及び適用範囲と重複する序文を削除した
- (2) トレーサビリティを適用する測定を 4.2.2 に新規追加して付録 1 を削除した